違法です!

コロナ自粛を理由に 不当解雇や賃金不払い

泣き寝入りせず、すぐに労働組合に相談を

新型コロナの感染防止のための自粛で、企業の経営も苦しくなっています。だ からといって、働く人たちに犠牲を転嫁していいわけがありません。

雇用を守る努力をしないで解雇することは違法です。

経営者に借金があろうが、労働者の賃金(労働債権)は最優先です。賃金不払 いなどもってのほかです。

- ・ 企業が雇用調整助成金の申請をしていますか?
- ・ 解雇容認条件にあたる場合でも、解雇予告手当を払っていますか?
- ・ 最低賃金が守られていますか? (1か月の賃金を総労働時間で割って、時給計算で909円以上)
- ・ 残業代は25%増! ちゃんと払われていますか?
- ・ 失業手当の申請手続きがわかりますか?
- いじめ、ハラスメントはありませんか?

相談先 ~~~~~~ 相談無料・秘密厳守 ~~~~~~

連合京都

フリーダイヤル 0120(154)052 対応時間 平日 午前9時~午後5時30分

京都ユニオン(京都地域合同労働組合)

075 (691) 6191

対応時間 毎週水曜 午後1時~午後9時